

ケアラー支援に関する庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県ケアラー支援計画（仮称）の推進及びケアラー支援施策の円滑な実施を行うため、庁内のケアラー支援施策に係る情報交換や意見調整等を行うケアラー支援に関する庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 埼玉県ケアラー支援計画の検討及び進捗状況の確認
- (2) ケアラー支援施策の企画・立案
- (3) 市町村が実施するケアラー支援施策への必要な助言・情報提供
- (4) ケアラー支援施策に関する情報交換・意見調整
- (5) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(会議)

第4条 連絡会議には議長を置く。

- 2 議長は、地域包括ケア課長の職にある者とする。
- 3 連絡会議は、議長が招集し主宰する。
- 4 議長は、協議すべき事項を踏まえ、一部の委員のみを招集し会議を開催することができる。
- 5 議長は必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、地域包括ケア課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に必要な事項は議長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

埼玉県ケアラー支援に関する庁内連絡会議委員

部 局 名	職 名
総務部	学事課長
県民生活部	共助社会づくり課長 青少年課長 男女共同参画課長
福祉部	福祉政策課長 社会福祉課長 障害者福祉推進課長 障害者支援課長 地域包括ケア課長 高齢者福祉課長 少子政策課長 こども安全課長
保健医療部	医療整備課長 健康長寿課長 疾病対策課長
産業労働部	多様な働き方推進課長
都市整備部	住宅課長
教育局	生徒指導課長 人権教育課長